

債務を保証した見返りとして預入れられた担保 → **債務保証見返担保別内訳**

(単位：百万円)

	平成 26 年 3 月末	平成 27 年 3 月末
当 金 庫 預 金 積 金	92	40
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	989	955
そ の 他	—	—
小 計	1,081	995
信用保証協会・信用保険	5	4
保 証	990	1,015
信 用	121	107
合 計	2,198	2,121

将来予想される貸倒に備えるために引当した額の内訳 → **貸倒引当金の内訳**

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成 25 年度	892	1,044	—	892	1,044
	平成 26 年度	1,044	916	—	1,044	916
個別貸倒引当金	平成 25 年度	3,666	3,296	322	3,344	3,296
	平成 26 年度	3,296	3,070	97	3,198	3,070
合 計	平成 25 年度	4,559	4,341	322	4,236	4,341
	平成 26 年度	4,341	3,987	97	4,243	3,987

貸出金を償却した額 → **貸出金償却額**

(単位：百万円)

	平成 25 年度	平成 26 年度
貸 出 金 償 却 額	12	5

保証債務見返債権等を含んだ総与信の内、不良債権の内訳 → **金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況**

(単位：百万円 %)

区 分	開示残高 (A)	保全額 (B)	担保・保証等による回収見込額 (C)	貸倒引当金 (D)	保全率 (%) (B) / (A)	引当率 (%) (D) / (A-C)	
							金融再生法上の不良債権
	平成 26 年度	8,868	7,655	4,301	3,354	86%	73%
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成 25 年度	3,881	3,881	1,582	2,299	100%	100%
	平成 26 年度	3,818	3,818	1,563	2,254	100%	100%
危 険 債 権	平成 25 年度	4,130	3,729	2,699	1,030	90%	72%
	平成 26 年度	3,409	3,081	2,238	843	90%	72%
要 管 理 債 権	平成 25 年度	1,418	834	493	341	59%	37%
	平成 26 年度	1,640	755	499	256	46%	22%
正 常 債 権	平成 25 年度	147,637					
	平成 26 年度	148,588					
合 計	平成 25 年度	157,068					
	平成 26 年度	157,456					

※保全率、引当率は小数点第 1 位を四捨五入しております。

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは「3 カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
5. 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

貸出金の内、不良債権の内訳 → **リスク管理債権の引当・保全状況**

(単位：百万円 %)

区 分	残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (%) (B + C) / (A)	
破 綻 先 債 権	平成 25 年度	554	57	496	100%
	平成 26 年度	296	53	242	100%
延 滞 債 権	平成 25 年度	7,427	4,221	2,811	95%
	平成 26 年度	6,898	3,740	2,835	95%
3 カ月以上延滞債権	平成 25 年度	26	19	6	96%
	平成 26 年度	34	15	4	56%
貸 出 条 件 緩 和 債 権	平成 25 年度	1,392	468	334	58%
	平成 26 年度	1,605	481	251	46%
合 計	平成 25 年度	9,400	4,768	3,649	90%
	平成 26 年度	8,835	4,291	3,334	86%

※保全率は小数点第 1 位を四捨五入しております。

※担保・保証額 (B) + 貸倒引当金 (C) > 残高 (A) となる場合は、合計保全率にて二重加算されるため、該当債権の貸倒引当金 (C) を超過分のみ減算し、算出しています。

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金 (未収利息不計上貸出金) のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
- 更生手続開始の申立てがあった債務者
 - 再生手続開始の申立てがあった債務者
 - 破産手続開始の申立てがあった債務者
 - 特別清算開始の申立てがあった債務者
 - 手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者
2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の 2 つを除いた貸出金です。
- 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
3. 「3 カ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 カ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
5. なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
6. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
7. 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。
8. 「保全率」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

保有している国債などの残存期間別の残高 → **有価証券の残存期間別残高**

(単位：百万円 %)

区 分	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超	期間の定めのないもの	計	構成比	
国 債	平成 25 年度	—	—	3,067	9,952	31,240	23,963	—	68,224	22.85
	平成 26 年度	—	—	5,279	6,665	26,609	17,604	—	56,160	20.55
地 方 債	平成 25 年度	1,938	3,280	11,593	17,101	6,090	—	—	40,005	13.40
	平成 26 年度	2,061	4,139	20,286	7,554	5,256	202	—	39,499	14.45
短 期 社 債	平成 25 年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	平成 26 年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	平成 25 年度	14,476	34,274	29,135	35,125	29,722	4,060	—	146,794	49.17
	平成 26 年度	13,144	32,683	30,677	27,863	21,800	10,025	—	136,194	49.84
株 式	平成 25 年度	—	—	—	—	—	308	—	308	0.10
	平成 26 年度	—	—	—	—	—	131	—	131	0.05
外 国 証 券	平成 25 年度	5,875	4,265	3,908	8,824	7,834	12,493	—	43,201	14.47
	平成 26 年度	2,520	3,877	4,435	7,814	6,326	16,311	—	41,286	15.11
その他の証券	平成 25 年度	—	6	—	—	—	—	—	6	0.00
	平成 26 年度	1	1	—	—	—	—	—	3	0.00
合 計	平成 25 年度	22,290	41,827	47,705	71,004	74,886	40,517	308	298,540	100.00
	平成 26 年度	17,727	40,702	60,678	49,898	59,994	44,143	131	273,274	100.00

※金額は単位未満を切り捨てて記載しており、合計額は合致しない場合があります。

有価証券の種類別残高及び平均残高

(単位：百万円)

区分	平成 25 年度		平成 26 年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国債	68,224	63,950	56,160	50,890
地方債	40,005	37,873	39,499	39,423
短期社債	—	—	—	—
社債	146,794	148,879	136,194	139,070
株式	308	70	131	106
外国証券	43,201	43,120	41,286	41,065
その他の証券	6	7	3	6
合計	298,540	293,902	273,274	270,562

時価情報

有価証券

有価証券の時価と帳簿価格の差益額

売買目的有価証券…該当ありません。

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式…該当ありません。

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	平成 25 年度			平成 26 年度		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—
	その他	4,005	4,037	31	1,004	1,015
小計	4,005	4,037	31	1,004	1,015	
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—
	その他	7,600	7,447	△ 152	3,800	3,782
小計	7,600	7,447	△ 152	3,800	3,782	
合計	11,605	11,484	△ 121	4,804	4,797	

(注) 1. 時価は、当期末における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含まれておりません。

その他有価証券

(単位：百万円)

	平成 25 年度			平成 26 年度		
	貸借対照表計上額	取得原価(償却原価)	差額	貸借対照表計上額	取得原価(償却原価)	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	157	151	5	99	88
	債券	243,726	235,915	7,811	227,866	218,716
	国債	63,311	60,384	2,927	54,680	50,894
	地方債	39,737	38,053	1,683	39,410	37,779
	社債	140,677	137,477	3,200	133,775	130,042
その他	22,936	22,201	734	21,459	20,304	
小計	266,820	258,268	8,551	249,425	239,109	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	136	140	△ 4	16	16
	債券	11,297	11,338	△ 40	3,988	4,009
	国債	4,912	4,927	△ 15	1,479	1,489
	地方債	268	269	△ 1	89	89
	社債	6,116	6,140	△ 24	2,419	2,430
その他	8,659	8,882	△ 223	15,021	15,290	
小計	20,092	20,361	△ 268	19,025	19,316	
合計	286,913	278,629	8,283	268,451	258,425	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当期末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含まれておりません。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	平成 25 年度		平成 26 年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
非上場株式(店頭売買株式を除く)	15	—	15	—
投資事業有限責任組合出資金	6	—	3	—
信金中央金庫出資金	1,643	—	1,643	—
合計	1,664	—	1,661	—

各種金銭信託の時価と帳簿価格の差損益

金銭の信託

運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

平成 25 年度		平成 26 年度	
貸借対照表計上額	損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	損益に含まれた評価差額
1,983	—	1,983	—

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 満期保有目的及びその他の金銭の信託はありません。

デリバティブ取引

信用金庫法施行規則第 102 条第 1 項第 5 号に掲げる取引は該当ありません。

商品有価証券残高及び平均残高

該当ありません。

協同組織(会員組織)体としての(なかしん)の会員数

会員数

(単位：人)

	平成 26 年 3 月末	平成 27 年 3 月末
個人	29,778	29,850
法人	3,346	3,370
合計	33,124	33,220

出資金額

(単位：百万円)

	平成 26 年 3 月末	平成 27 年 3 月末
出資金	1,178	1,181
普通出資金	1,178	1,181

国際業務に関する各種指標

国際業務は行っておらず、該当ありません。

※海外送金、外国為替予約、貿易金融等の国際業務サービスについては、信金中央金庫を媒体として対応しておりますので、ご利用の際は営業店におたずねください。

報酬体系について

- 対象役員
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。
(1) 報酬体系の概要
【基本報酬及び賞与】
非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。
【退職慰労金】
退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。
a. 決定方法 b. 決定時期と支払時期
(2) 平成 26 年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は 173 百万円です。
(注) 1. 対象役員に該当する理事は 11 名、監事は 2 名です(期中に退任した者を含む)。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」126 百万円、「賞与」22 百万円、「退職慰労金」25 百万円となっております。
なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。
「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。
(3) その他
「信用金庫法施行規則第 132 条第 1 項第 6 号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成 24 年 3 月 29 日付金融庁告示第 22 号)第 3 条第 1 項第 3 号及び第 5 号に該当する事項はありませんでした。
- 対象職員等
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、平成 26 年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。
(注) 1. 期中に退任・退職した者はありません。
2. 「同等額」は、平成 26 年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 平成 26 年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

※金額は単位未満を切り捨てて記載しており、合計額は合致しない場合があります。